

調布市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

令和7年6月24日
第1回健康づくり推進協議会

改定理由

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（第7条）に基づき、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成26年に調布市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定
- ・ 令和6年7月に政府行動計画が改定、令和7年5月に東京都行動計画が改定され、国からの指示に基づき、令和8年7月を目途に調布市行動計画を改定

政府行動計画の概要

有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るもの

記載項目	現計画	新計画
策定/改定	2013年策定 ✓ 2017年に一部改定	約10年ぶり、初の抜本改正 ✓ 新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化 ✓ 内閣感染症危機管理統括庁、国立健康危機管理研究機構（IHHS）の設置 ✓ 国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン ✓ 治療薬では抗インフルエンザウイルス薬に限った記載	新型コロナウイルス、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	未発生期として記載 ✓ 国際連携や情報収集、情報提供・共有等について記載	記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、 準備期の取組を充実 ✓ 協定締結により医療提供体制（入院、発熱外来） ✓ 検査体制等（検査機関、宿泊療養）を整備 ✓ 個人防護具等の備蓄、ワクチン等の開発 ✓ 民間企業も含めた研究開発エコシステムの構築やDXの推進 ✓ 人材育成を含めた具体的な体制整備
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有、④予防・まん延防止 ⑤医療、⑥国民生活・国民経済	13項目に拡充 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクコミ、⑤水際、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬国民生活・国民経済 ✓ 新型コロナウイルス対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実 ✓ 約90ページ → 約230ページに拡充
横断的視点	—	各分野横断的な取組として5つの視点を設定 ✓ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携
複数の感染拡大への対応	— ✓ 比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応 対策の機動的切替え ✓ ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ✓ DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集・分析し施策に活かす体制を構築
実効性確保	— ✓ おおむね毎年度フォローアップ	実施状況の毎年度フォローアップを明記 おおむね6年※ごとの改定 ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 ✓ 検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等の見える化 ※ 感染症法上の基本指針、医療法上の医療計画と同様

1

東京都行動計画の概要

感染拡大の抑制・都民の生命及び健康の保護、都民生活・都民経済に及ぼす影響の最小化を図るもの

① 初の抜本改定	✓ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（第7条）に基づき、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成25（2013）年に策定（平成30（2018）年に一部改定） ✓ 令和6年7月の政府行動計画の抜本改定を受け、都行動計画も、策定以来初の抜本改定を実施 ※約90頁 → 約200頁に拡充
② 幅広い感染症に対応	✓ 新型インフル・新型コロナウイルス以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定
③ 柔軟かつ機動的な対策の切替え	✓ 状況の変化（検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等）に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え
④ 発生段階の考え方	✓ 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載、準備期の取組を充実 対応期は以下の4時期に区分 ・ 封じ込めを念頭に対応する時期 ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ 時措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
⑤ 対策項目の拡充	✓ 対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化 ・ 特に 実施体制、まん延防止 の項目の記載を充実 ・ 可能な限り 双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーション を行うことを記載

①サーベイランス・情報収集
②情報提供・共有
③都民相談
④感染拡大防止
⑤予防接種
⑥医療
⑦都民生活及び経済活動の安定の確保
⑧都市機能の維持

※実施体制は総論に記載

①実施体制
②情報収集・分析
③サーベイランス
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤水際対策
⑥まん延防止
⑦ワクチン

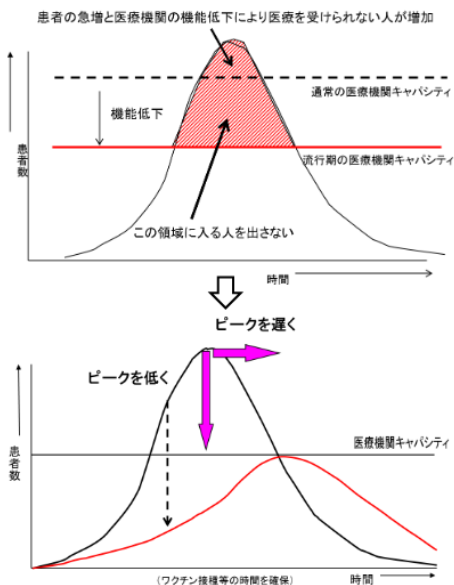
⑧医療
⑨治療薬・治療法
⑩検査
⑪保健
⑫物資
⑬都民生活及び都民経済の安定の確保

調布市行動計画の概要

新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等の様々な状況にも対応できるよう発生段階（未発生期～小康期の6段階）ごとに、市が実施する対策の選択肢を示すもの

<基本的な考え方>

- 患者数のピークを抑えるとともに感染拡大を遅らせることにより、必要な医療が受けられない人を出さないほか、社会機能の低下を防ぐ。
- ワクチン製造から接種に係るまでの時間を確保し、感染前の段階で一人でも多くの市民にワクチン接種をする。



<発生段階の考え方>

- 東京都新型インフルエンザ等対策本部が決定する発生段階に応じ、想定される状況に応じた対策を定める。

<新型インフルエンザ等の発生段階>

東京都		調布市	状態
未発生期		未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期		国内発生早期 (都内未発生期)	国内で患者が発生しているものの、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができ、都内では患者が未だ発生していない状態
都内発生早期		都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
都内感染期	※医療体制 第一ステージ	都内感染期	都内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	第二ステージ		
	第三ステージ		
小康期		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※
第一ステージ（通常の通院体制）
患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院報告体制が解除された状態
第二ステージ（院内体制の強化）
流行注意警戒発令レベル（10人/定点）を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
第三ステージ（緊急体制）
流行警戒発令レベル（30人/定点）を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床が逼迫している状態

<策定経過>

- | | | |
|-------|-----|--|
| 平成25年 | 4月 | 調布市新型インフルエンザ等対策本部条例・同条例施行規則施行 |
| | 11月 | 多摩府中保健所管内6市で計画素案作成・検討を開始 |
| 平成26年 | 5月 | 医師会業務検討会において計画素案に対して意見照会 |
| | 8月 | 東京都へ意見照会、パブリック・コメント手続の実施、健康づくり推進協議会で報告 |
| | 11月 | 調布市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 |

改定ポイント

- ・政府行動計画において、おおむね6年ごとの計画改定が明記
- ・旧行動計画では新型インフルエンザがメインであったが、**新型コロナ対応を受け、新行動計画では呼吸器感染症も念頭に記載**
- ・旧行動計画では発生段階を「未発生期・国外発生期・国内発生期・都内発生早期・都内感染期・小康期」の6段階としていたが、**新行動計画では「準備期・初動期・対応期」の3段階に変更し、準備期の取組を充実**
※準備期の取組例・・・実践的な訓練の実施、職員の養成、業務継続計画の変更

改定方法

- ・政府行動計画に「市町村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く」との記載があることから、健康づくり推進協議会で諮問
(※医師会の感染症対策理事にも意見照会をする必要があることから、医師会業務検討会も活用)
- ・国が示す「市町村行動計画作成の手引き」に基づき**検討**(**手引きは計画に記載する必須項目と任意項目を明記**)
- ・東京都(多摩府中保健所)に計画内容の事前確認
- ・パブリック・コメント手続の実施

<改定までのスケジュール案>

令和7年度							令和8年度		
6月	7～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～5月	6月
健推協に諮問	改定作業	健推協等に意見照会①	改定作業	健推協等に意見照会②	東京都に事前確認	パブコメ実施	健推協等に意見照会③	最終調整	健推協から答申
				庁内関係部署に意見照会			議会報告		★計画改定

※上記スケジュールは変更になる場合があります。